

利用料金及び減免の対象者について

○利用料は、子ども 1 人 1 時間あたり 300 円程度です。

※施設により利用料金は異なります。詳細は利用する施設にお問い合わせください。

※給食やおやつ等がある場合は、別途実費負担が必要になります。

○下記対象世帯に該当する場合は、それぞれの区分に応じて、利用料の減免の対象となる場合があります。

区分		減免金額の上限 (1人1時間あたり)
1	生活保護受給世帯	300 円
2	市町村民税所得割合算額 77,101 円未満である世帯	200 円
3	要支援家庭であると認められる世帯	200 円

※おやつなどの実施施設が定める実費については、別途発生します。こちらは減免が適用されません。

※減免の適用を受けるには、減免申請が必要です。新規で利用する方は、利用認定申請の時に、利用認定を既にお持ちの方は、変更申請を行ってください。

※現況確認、税の算定年度切替のため、再度減免申請が必要となる場合があります。

※同一世帯に三木町内の認可保育施設に入所している子どもがいる場合に、当該保育施設の入所手続きの際に、区分 1～区分 3 に該当することがわかる書類（有効期限内の書類に限る）を提出している場合は、当該書類の提出を省略することができます。

※利用料金の減免が認定された場合、減免金額を除いた利用料金を実施施設にお支払いいただきます。利用料金の算定のため、実施施設に減免区分の情報を提供する必要がありますので、予め御了承ください。

※区分 1 については、生活保護受給者証の提出が必要です。

※区分 2 について

- ① 申請する子どもと生計を同じくする扶養義務者（父母及び生計を維持している祖父母等をいう。以下同じ。）の市町村民税額により決定しております。（生計を維持している祖父母等とは、同居（世帯分離を含む）し、かつ父母が非課税の場合を指します。）
- ② 市町村民税所得割額は、調整控除を除き、住宅借入金等特別控除、配当控除、寄付金額控除（ふるさと納税を含む）、外国税額控除、配当割額・株式等譲渡所得割額控除等の税額控除が適用される前の金額を用います。

【算定に用いる市町村税及び提出書類】

・本年 4 月～ 8 月利用分：前年度の市町村民税で算定

⇒前年 1 月 1 日時点で扶養義務者の住民登録が三木町にない場合は、所得課税証明書（発行から 3 か月以内で、上記住宅借入金等特別控除等が記載されているものをいう。以下同じ。）を提出してください。

- ・本年9月～翌年3月利用分：現年度の市町村民税で算定
⇒本年1月1日時点で扶養義務者の住民登録が三木町にない場合は、所得課税証明書を提出してください。

注意 所得課税証明書の備考欄等に、上記の住宅借入金等特別控除などの税額控除額の内訳が必要です。

必ず所得課税証明書発行窓口でその旨を申し出てください。

※区分3について

区分3に該当するのは以下の表のとおりです。

申請する区分に応じて、必要な書類を提出してください。

区分	提出書類
ひとり親世帯	以下のうち1つ <ul style="list-style-type: none"> ・ひとり親家庭等医療証 ・児童扶養手当証書 ・保護者の戸籍謄本又は抄本 (発行から3か月以内で、保護者が婚姻していないことが分かるもの。)
利用する子ども、保護者又は兄弟姉妹のいずれかが障害を有する世帯（在宅障害児（者）のいる世帯に限る。）	以下のうち1つ <ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳 ・療育手帳 ・精神障害者保健福祉手帳 ・特別児童扶養手当を受けていることを証する書類 ・国民年金の障害基礎年金等の証書等
上記の他、配慮が必要な家庭と町長が認める世帯	医師の診断書又は指示書その他町長が指定する書類